

# 介護予防訪問看護利用契約書

令和6年6月1日改訂版

様

さつき苑訪問看護ステーション

社会福祉法人 勝山幸寿会

# 指定介護予防訪問看護利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人勝山幸寿会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防訪問看護について、次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活ができるよう療養全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目的として第5条及び第6条に定める介護予防訪問看護サービスを提供します。

## （事業の概要）

第2条 事業者及び指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業所の概要は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

## （契約期間）

第3条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに、利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし以後も同様とします。

2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとします。

## （介護予防訪問看護計画書の作成・変更）

第4条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえた居宅サービス計画に沿って、利用者の介護予防訪問看護計画書を作成するものとします。

2 事業者は、介護予防訪問看護計画書について、利用者またはその家族に対して説明し、同意を得たうえで、当該計画書を交付し決定するものとします。

3 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者およびその家族の要請に応じて、介護予防訪問看護計画書について変更の必要があるかどうかを調査し、変更の必要があると認められた場合には、利用者およびその家族と協議して、介護予防訪問看護計画書を変更するものとします。

4 事業者は、介護予防訪問看護計画書を変更した場合には、利用者に対して書面を

交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第5条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者の居宅に看護師等を派遣し、以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防および処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や看護介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(介護保険給付対象外サービス)

第6条 事業者は、契約者との合意により、介護保険給付対象外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問看護サービスを提供するものとします。

- 2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業者は、第1項および第2項で定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(訪問看護師の交替等)

第7条 本契約において訪問看護師とは、資格を得た者が指定介護予防訪問看護サービス事業に従事し、第5条および第6条に掲げるサービスを提供する専門職員をいうものとします。

- 2 本契約において、「サービス従事者」とは、訪問介護員、保健師、看護師、准看護師、ソーシャルワーカー等、事業者が介護予防訪問看護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。
- 3 利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
- 4 事業者は、訪問看護師の交替により、利用者および介護者等に対してサービス利用上の不利が生じないように十分に配慮するものとします。

(サービスの実施)

第8条 利用者は、第4条および第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

- 2 介護予防訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は、介護予防訪問看護サービスの実施にあたっては利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
- 3 利用者は、介護予防訪問看護サービスの実施のために必要な設備等（電気、ガス、水道等）を無償で提供することを承諾するものとします。

#### （サービス利用料金）

第9条 利用者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割または2割）を事業者に支払うものとします。た

だし、利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払いもどされます。

- 2 第5条に定めるサービスについて、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 サービス利用料金は、1ヶ月毎に計算し、請求書を翌月10日までに利用者へ送付し、同月20日までに（現金、口座振替、口座振込）で支払うものとします。
- 4 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。

#### （利用の中止等）

第10条 利用者は、利用期日前において、介護予防訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することもできます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者まで申し出るよう努めるものとします。

- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して訪問看護師の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合には他の利用日時を利用者に提示して協議するものとします。

#### （サービス内容の変更）

第11条 事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスを実施できない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

- 2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

(利用料金の変更)

- 第12条 第9条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は、当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
- 2 第9条第2項に定めるサービス利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して事前の説明をしたうえで当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解除することができます。

(事業者およびサービス従事者の義務)

- 第13条 事業者およびサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、生活環境の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービスの実施日において、主治医の指示を確認し、必要な事項を利用者又は家族から聴取・確認したうえで介護予防訪問看護サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先を確認し、主治医・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する介護予防訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを3年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

(秘密の保持)

- 第14条 事業者、事業所およびサービス従事者は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。
- 3 事業者は、前2項に拘わらず、利用者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得たうえで、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 上記の情報提供に関しては、本契約の締結をもって同意を得るものとします。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(緊急時等における対応方法)

第16条 看護師は、介護予防訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等適切な処置を行います。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備します。
  - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行います。
- 2 事業者は、利用者に対する介護予防訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録します。
- 4 事業者は、利用者に対する介護予防訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 5 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

(損害賠償がなされない場合)

第18条 事業者は、以下の各号に該当する場合は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して賠償が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認にたいして故意にこれをつげず、又は不実の告知を行ったことに起因して賠償が発生した

場合

- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して賠償が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者およびサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して賠償が発生した場合

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(契約終了事由・契約終了に伴う援助)

第20条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が、死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事情により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用者からの中途解約等)

第21条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第12条第3項により本契約を解約する場合

- (2) 利用者が入院した場合
- (3) 利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合

(利用者からの契約解除)

第22条 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防訪問看護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者が第14条に定める守秘義務を違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第23条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実な告知などを行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第9条第1項から第3項までに定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- (3) 利用者が故意又は過失により事業者もしくはサービス従事者の身体・財産・信用等傷つけ又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

(精算)

第24条 第17条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担している時、は契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

(契約当事者の変更等)

第25条 利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族等を予め代理人とすることを定めるか、又は利用者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(苦情の解決)

第26条 事業者は、提供した介護予防訪問看護サービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応します。苦情申し立て窓口は別紙「重要事項説明書」に記載してあるとおりです。

2 事業者は、提供した介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

3 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

4 事業者は、提供した介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

5 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

(協議事項)

第27条 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところを尊重し事業者は利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日                      令和                      年                      月                      日

契約者氏名

事業者

事業者名

住      所

福井県勝山市片瀬第15号22番地

代 表 者

社会福祉法人 勝山幸寿会

理事長 平泉 泰

利用者

住      所

氏      名

⑨

(代理人)

住      所

氏      名

⑨

(続柄                      )